

# 審議会等への障がい者の参加推進について



神奈川県福祉子どもみらい局  
共生推進本部室

# 「当事者目線の障がい福祉」と条例の基本理念

## ■ 県のたより1月号 2面より抜粋

**県** は県議会と共に、「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、取り組みを進めてきましたが、障がい当事者等との対話を重ねる中で、本人の意思を尊重するためには本人の立場に立たなくてはならないことに改めて気づき、この条例を作りました。「当事者目線の障がい福祉」とは、障がい者に関係する全ての人が本人の気持ちになって考え、本人の望みと願いを大事にし、そして、障がい者が自分の気持ちや考えで、必要なサポートを受けながら暮らせる社会をつくることです。

令和4年10月21日に  
当事者目線の  
障害福祉推進条例を  
公布しました。  
4月1日から施行します。

### ▼ 基本理念（大事にすること）

1. 個人として尊重されること
2. 障がい者が自己決定できるようにすること
3. 障がい者が、希望する場所で、自分らしく暮らせること
4. 障がい者の可能性を大切にすること
5. 障がい者だけでなく、周りの人たちも喜びを感じられること
6. 全ての県民で地域共生社会を実現すること

# 条例の実現に向けた、障がい者の社会参加について

健常者の視点による社会を変えるには、  
**障がい者が主体的に社会に関わる**ことが必要

障がい当事者

障がい者主体の  
活動の促進

県

政策立案過程へ  
の当事者参加の推進

県民・事業者

社会活動などへの  
参加の機会の確保

障害福祉サービ  
ス提供事業者

地域住民との連携  
意思決定支援

## 条例第18条

県は、障害者の福祉に係る政策の立案に関する会議の開催に当たっては、障害者の参加を推進するものとする。

# 政策立案過程への障がい者の参加の推進

だい じょう しょうがい ひと かんけい かいぎ  
**第18条 障害のある人に関する会議に**  
しょうがい ひと さんか すす  
**障害のある人の参加を進めること**

かながわけん しょうがい ひと せいかつ かんけい かながわけん かいぎ  
神奈川県は、障害のある人の生活に関する神奈川県の会議に、  
しょうがい ひと さんか すす  
障害のある人の参加を進めます。



# 政策立案過程への参加の形態について

## 1 「委員」として出席する

県の審議会等において、障がいのある方に委員をお願いすることがあります。  
(ただし、構成員の範囲が法令等で特定の分野に規定されているものは除きます。)

## 2 「参考人聴取」等の機会に意見を述べる

### (1) 参考人聴取

特定の課題について審議の充実を図るため、利害関係者(個人及び団体の代表)に審議会等への出席を求め、意見を伺います。

### (2) 関係団体への意見照会又はヒアリング

障がい者の福祉に関する課題について、広く様々な意見を伺います。